

大和市告示第53号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大木 哲

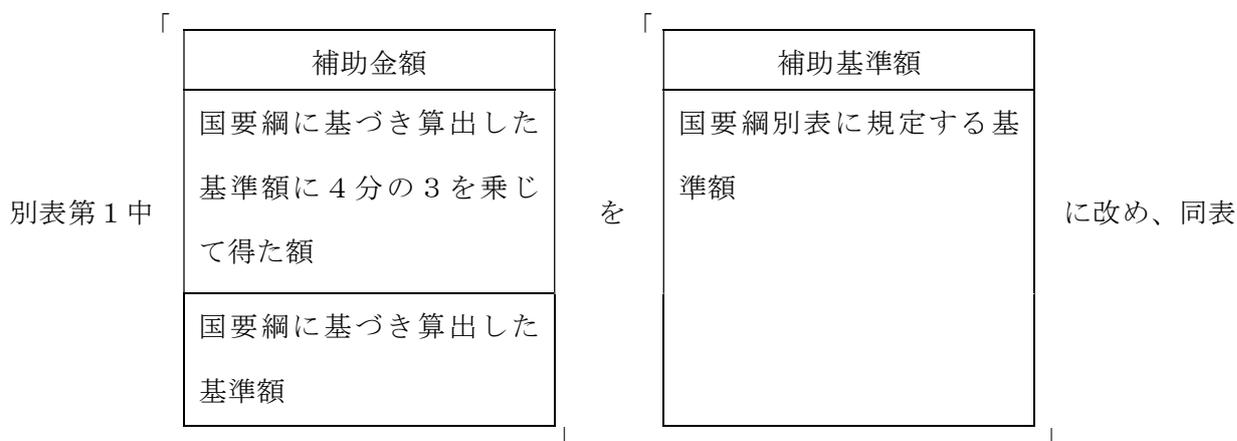
大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「同表補助金額の欄に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」を「それぞれ同表対象経費の欄に定める経費の実支出額又は同表補助基準額の欄に掲げる額のいずれか少ない方の額とする」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の補助金の額は、前項の規定により算出した額に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 賃貸物件による保育所改修等事業
- (2) 賃貸物件等による小規模保育事業所改修等事業
- (3) 認可化移行改修事業
- (4) 家庭的保育事業の実施施設に係る改修事業
- (5) 賃貸物件による保育所整備事業



賃貸物件による保育所整備事業の項中「に基づき算出した基準額に4分の3を乗じて得た額」を「別表第2に規定する基準額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に改正前の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為は、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の相当規定によってしたものとみなす。